瀬戸市情報公開審査会答申第11号

1 審査会の結論

「「市税納付誓約書」を審査する委員会の名簿及びその人選方法。また、人選における事由がわかる書類一式。」及び「「市税納付誓約書」を審査する委員会の平成17年度及び平成18年度の議事録」(以下「本件対象文書」という。)の開示請求に対し、瀬戸市(以下「実施機関」という。)が行った不存在を理由とした不開示決定は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

- (1) 異議申立ての趣旨
 - ① 平成18年7月20日付け異議申立て関係

平成18年7月20日付け異議申立書における異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例(平成12年瀬戸市条例第5号)第3条の規定に基づき異議申立人が平成18年7月3日付けで行った開示請求に対し、平成18年7月5日付け18瀬税第1162号により実施機関が行なった不開示決定処分について、この処分の取り消しを求めるものである。

② 平成18年8月18日付け異議申立て関係

平成18年8月18日付け異議申立てにおける異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例第3条の規定に基づき異議申立人が平成18年7月20日付けで行った開示請求に対し、平成18年7月28日付け18瀬税第1199号により実施機関が行なった不開示決定処分について、この処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

平成18年7月20日付け異議申立て及び平成18年8月18日付け異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)に関し、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張する異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- ① 市税納付誓約書を審査する委員会(以下「委員会」という。)の 名簿が存在しないのは委員会運営上非合理的であり、また、責任の 所在においても不明確で行政組織の運用上適切ではないため、本件 対象文書は作成されてしかるべきである。
- ② 委員会の委員選出において何ら規定がないことは無責任であることから、本件対象文書は作成されてしかるべきである。
- ③ 市税納付誓約書受理後、その内容に係る判断過程が記録に残されていないことは地方税法の運用上適切ではないため、本件対象文書は作成されてしかるべきである。
- ④ 法的に委員会の設置義務がないことは承知しているが、設置を禁

ずる規定ではないため委員会が存在しないとはいえず、また、実施 機関は委員会が存在するかのような言動を行っている。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条の規定により、市長は一定の要件を満たす場合に徴収金の徴収を猶予することができる。

徴収猶予を認めるのは市長の権限であり、実務上は市長から委任を受けた徴税吏員が職務権限を行使している。

また、法において委員会を設置する等の規定はなく、実施機関においても委員会を設置する規定を定めた要綱等を設けていない。つまり、異議申立人が開示請求書等で主張する委員会は存在しない。

したがって、本件対象文書は存在しない。

- 4 当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり審査を行なった。
 - (1) 平成18年 9月15日 実施機関から諮問書を収受
 - (2) 同年9月29日 実施機関から理由説明書を収受
 - (3) 同 年10月11日 異議申立人から意見書を収受
 - (4) 同年11月9日実施機関からの説明聴取、審査
 - (5) 同 年 1 2 月 1 5 日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本件異議申立てに係る事件の併合審議について

当審査会が実施機関から平成18年9月15日付け18瀬税第13 05号及び18瀬税第1306号で諮問を受けた本件異議申立てに 係る事件は、異議申立人及び実施機関が同じであること、異議申立人 の主張及び実施機関による本件処分の理由説明がそれぞれの事件に 共通した趣旨であり、かつ相互に関連が深いことから、当審査会では、 これらの異議申立事件を併合して一括審議することとした。

(2) 判断の方法及び理由について

異議申立人は、本件対象文書について実施機関が文書不存在により 不開示とした処分に対し、本件対象文書の存在を主張して開示を求め ている。そこで、当審査会は、本件対象文書の存否について実施機関 から徴収猶予に係る事務内容を詳細聴取するなどの審査を行い、次の とおり判断する。

ア 徴収猶予に係る事務の職務権限について

本件開示請求に係る事案は、市税の納期限の延長についての事務

に係るものである。当該事務は法第15条の規定に基づいており、 同条は地方団体の長が徴収金の徴収を猶予することができると規 定している。ここでいう地方団体の長とは、法第1条第1項第2号 において「道府県知事又は市町村長をいう」と規定されており、具 体的には瀬戸市長がそれに該当する。

一方、法第1条第1項第3号は「市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員」等を徴税吏員と定めており、実際の賦課徴収における事務は徴税吏員が執り行っている。実施機関においては瀬戸市長から委任を受けた税務課職員が徴税吏員に該当する。

そして、複数人いる税務課職員の職務権限は瀬戸市決裁規程(昭和37年瀬戸市訓令第1号)に規定されており、同規程第6条及び別表第2において納期限の延長は税務課長の専決事項とされている。

したがって、法でいう徴収猶予、つまり納期限の延長についての 意思決定は税務課長が行っている。

イ 徴収猶予に係る事務手続きと委員会の存否について

徴収猶予の申請の形式は特に法定されていないため、実施機関は 徴収猶予に係る書面として市税納付誓約書を使用している。

市税納付誓約書が提出された場合、担当者である税務課職員が確認、調査、審査した後に回議され、上記のとおり税務課長が納期限の延長について意思決定を行っている。

そこで当審査会は、特定の納税者の市税納付誓約書を実施機関から提出させ、納期限の延長についての決裁の過程を確認した。

当審査会は、これら実施機関の説明等から、徴収猶予の事務手続きが法その他の規定に従って適切に行われており、異議申立人が主張する委員会がこの過程に介在している事実はないと認めるものである。

また、実施機関の説明のとおり、委員会の設置を規定する法令及び要綱等はなく、したがって、委員会は法的にも実務的にも介在しないと認められる。

6 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、徴収猶予に係る事務を執行するに当たり、異議申立 人が本件開示請求において主張する委員会は存在せず、本件対象文書も 作成されているとは認められないため、上記1記載のとおり判断した。